



熊本労働局発表  
令和元年5月31日

【照会先】

熊本労働局労働基準部健康安全課  
課長 道永 忠幸  
労働衛生専門官 平島 佳実  
(電話) 096-355-3186

報道関係者 各位

## 平成30年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表します

～ 業務上疾病者数は前年から84%増～

熊本労働局(局長 木下 正人)は、県下における平成30年に発生した熱中症による労働災害の発生状況をとりましたので公表します。

### 【概要】

- 1 業務上疾病者数は173人となり、前年の94人から84%(79人)増加。
- 2 同173人のうち、休業4日以上となった被災者は20人で、前年の19人から1人増加。
- 3 年齢別では、10～20歳代49件、30歳代33件、40歳代41件、50歳代28件、60歳代以上22件となり、20代、30代においても熱中症が多く発生。
- 4 業種別では、建設業57件、製造業35件と、屋外や工場など天候、外気温に影響を受ける業種で多く、屋内作業の商業(16件)、接客娯楽業(12件)においても発生。

### 【取組】

ア 熊本労働局では、熱中症は死亡災害など重篤な被害につながることもあることから、適切な熱中症予防対策が職場において徹底されるよう、県下の事業場への指導を強化し、あわせて事業者団体や労働災害防止団体等へ周知、啓発を行います。(参考5)

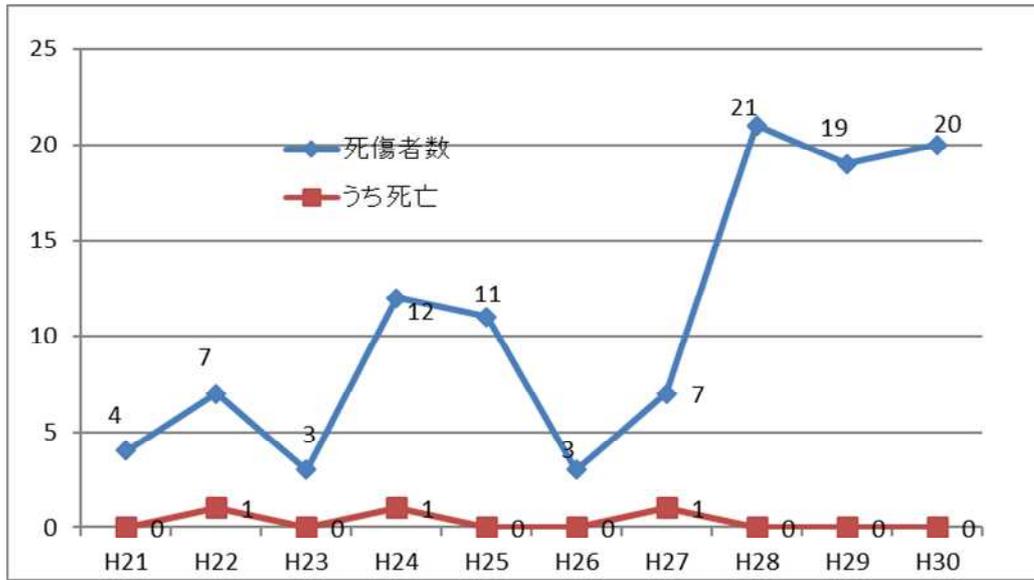
イ 厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン(5月1日～9月30日)」を実施していますので、熱中症予防のための具体的取組方法等について周知していきます。

### 【参考資料】

1. 熊本労働局管内における「熱中症による休業4日以上死傷者数の推移」……………参考1
2. 熊本労働局管内における「熱中症による業務災害件数の推移」……………参考2
3. 熊本労働局管内における「平成30年熱中症による業務災害件数」の内訳……………参考3
4. パンフレット「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」……………参考4
5. 要請書(写)……………参考5

参考 1

熱中症による休業4日以上死傷者数の推移(人)(熊本県内)

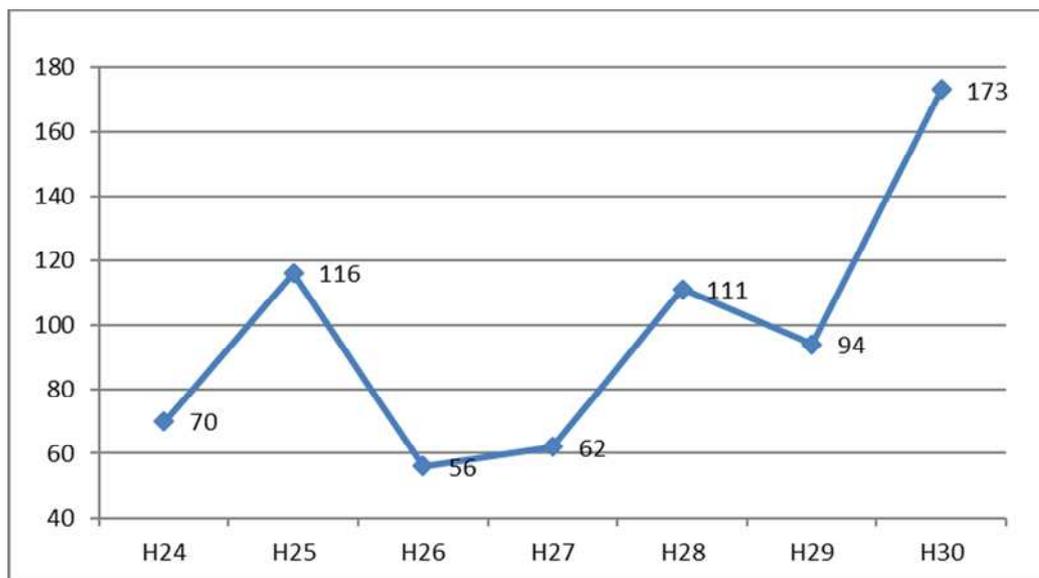


|      | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 死傷者数 | 4   | 7   | 3   | 12  | 11  | 3   | 7   | 21  | 19  | 20  |
| うち死亡 | 0   | 1   | 0   | 1   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   |

休業4日以上の労働災害について、労働者死傷病報告により所轄の労働基準監督署に報告されたものから集計。

参考 2

熱中症による業務災害件数の推移(熊本県内)



|      | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 決定件数 | 70  | 116 | 56  | 62  | 111 | 94  | 173 |

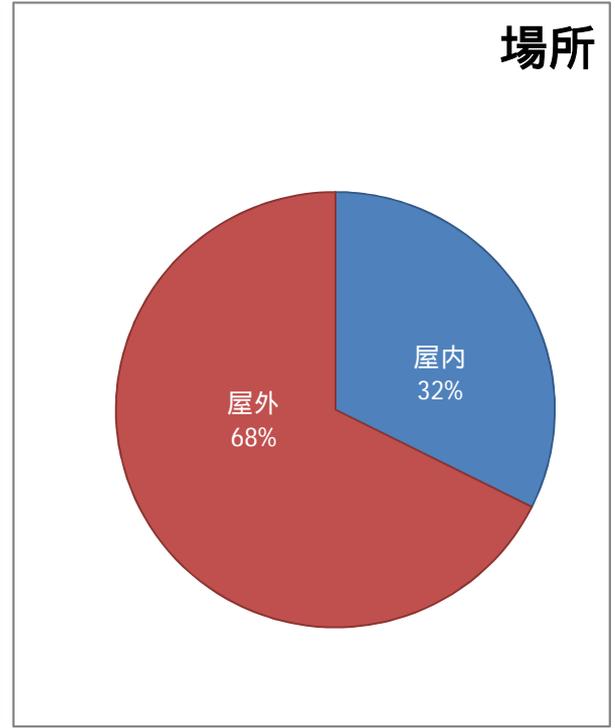
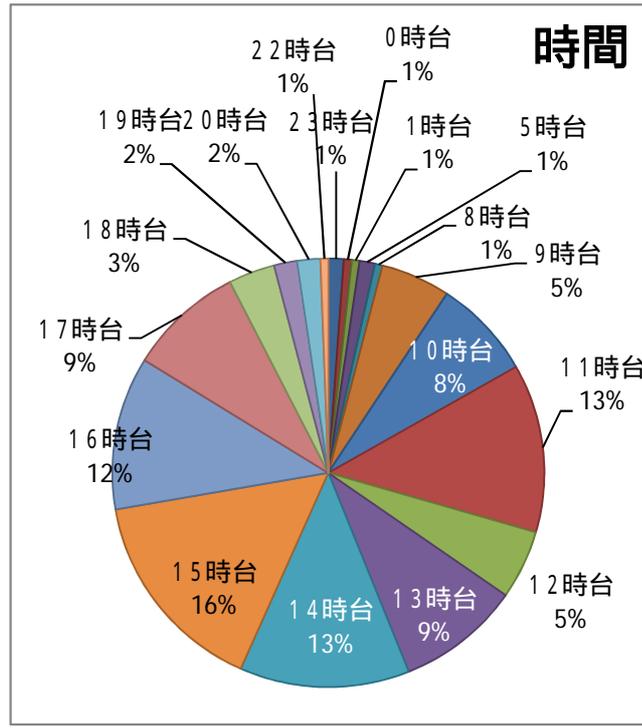
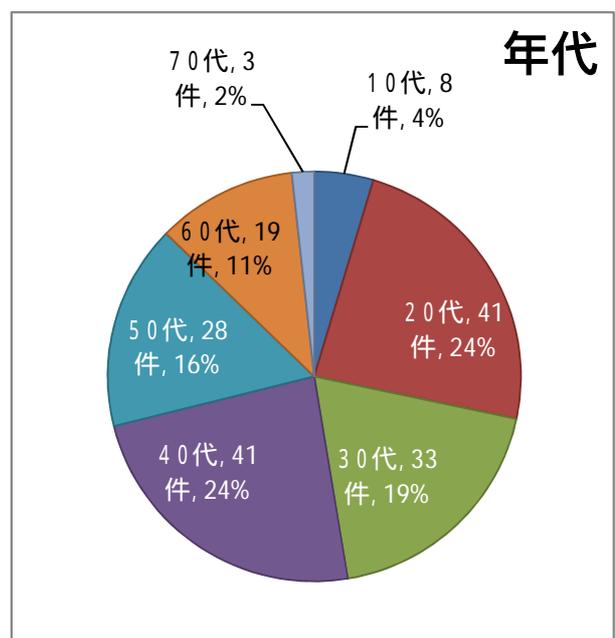
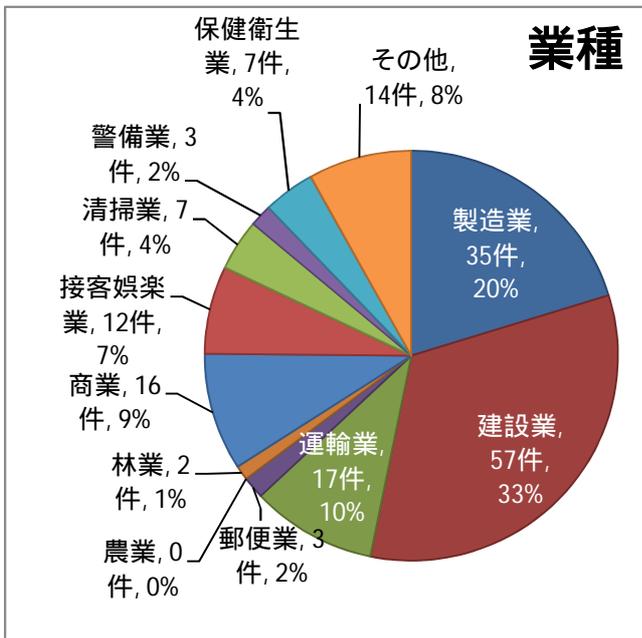
| 業種 | 製造業 | 建設業 | 運輸業 | 郵便業 | 農業 | 林業 | 商業  | 接客<br>娯楽業 | 清掃業 | 警備業 | 保健<br>衛生業 | その他 | 計   |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
|    | 35件 | 57件 | 17件 | 3件  | 0件 | 2件 | 16件 | 12件       | 7件  | 3件  | 7件        | 14件 | 173 |

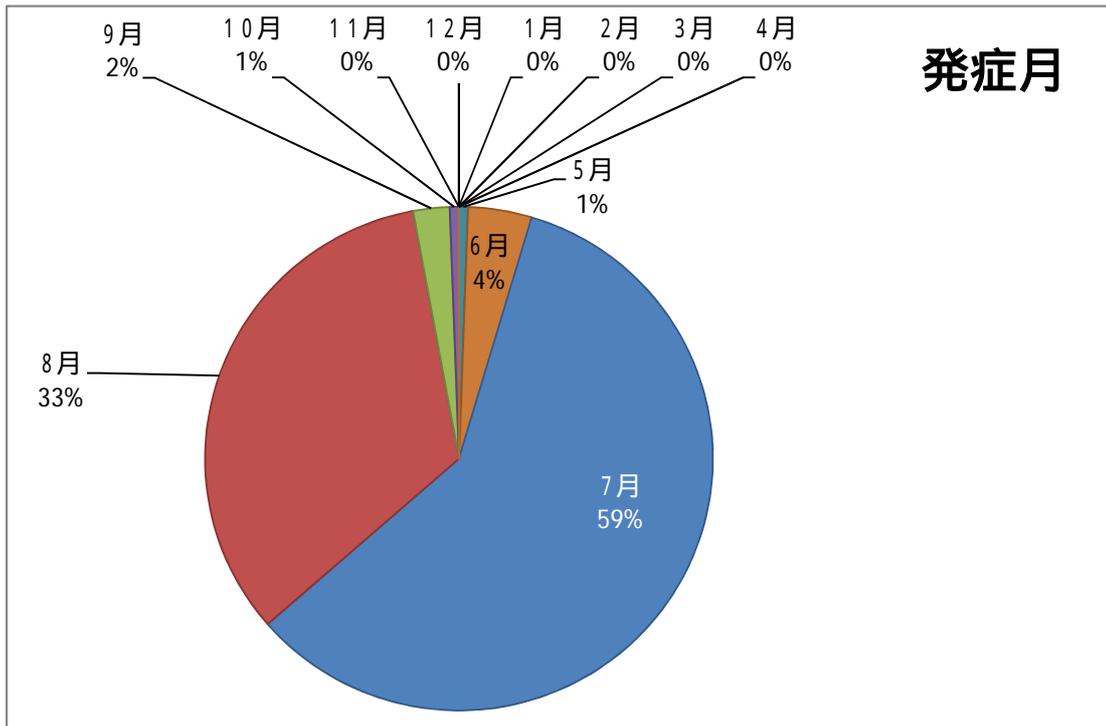
| 年代 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 計   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|    | 8件  | 41件 | 33件 | 41件 | 28件 | 19件 | 3件  | 173 |

| 時間 | 23時台 | 0時台 | 1時台 | 5時台 | 8時台 | 9時台 | 10時台 | 11時台 | 12時台 | 13時台 | 14時台 | 15時台 | 16時台 | 17時台 | 18時台 | 19時台 | 20時台 | 22時台 | 計   |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
|    | 2    | 1   | 1   | 2   | 1   | 9   | 13   | 22   | 9    | 16   | 22   | 27   | 20   | 15   | 6    | 3    | 3    | 1    | 173 |

| 場所 | 屋内 | 屋外  | 計   |
|----|----|-----|-----|
|    | 56 | 117 | 173 |

| 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計   |
|---|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|
|   | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 7  | 102 | 58 | 4  | 1   | 0   | 0   | 173 |





# STOP！熱中症

## 令和元年5月～9月

# クールワークキャンペーン

### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

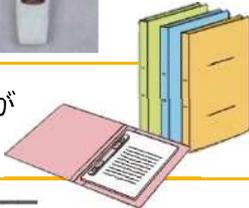
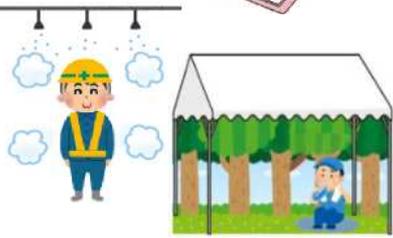
職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。  
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！**

#### 準備期間（4月1日～4月30日）

|                          |                            |  |   |
|--------------------------|----------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> | <b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>   | JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>暑さ指数計</b> を準備しましょう。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>作業計画の策定など</b>           | 暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>     | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>暑さ指数を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>服装などの検討</b>             | <b>通気性のいい作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>送風機能のある作業服</b> や <b>クールベスト</b> なども検討しましょう。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>教育研修の実施</b>             | 熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょ。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立</b> | 熱中症に詳しい人の中から <b>管理者を選任</b> し、事業場としての <b>管理体制を整え</b> ましょう。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>緊急事態の措置の確認</b>          | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。  |  |

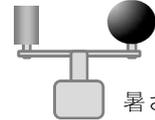
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

## ☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP  
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

|                          |                  |  |                   |
|--------------------------|------------------|--|-------------------|
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数を下げるための設備の設置 |  | <p><b>休憩！</b></p> |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備          |  |                   |
| <input type="checkbox"/> | 涼しい服装など          |  |                   |
| <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮          | 暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、暑さ指数に応じて <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。                     |                   |
| <input type="checkbox"/> | 熱への順化            | 暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。  |                   |
| <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取         | のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。  |                   |
| <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく措置     | ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 |                   |
| <input type="checkbox"/> | <b>日常の健康管理など</b> | 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。        |                   |
| <input type="checkbox"/> | 労働者の健康状態の確認      | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。  |                   |

STEP  
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### ☐ **異常時の措置**

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しまししょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びま**しょう。



(写)

参考5

熊労発基 0528 第 1 号  
令和元年 5 月 28 日

別記関係団体の長 あて

熊本労働局長

職場における熱中症予防対策の徹底について（依頼）

日頃より、労働災害防止対策等に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、5月に入り暑い日が続いておりますが、これからの暑熱期に向け、職場における熱中症予防対策が非常に重要になってまいります。

熱中症予防対策については、平成 31 年 3 月 18 日付け熊労発基 0318 第 2 号「平成 31 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン（5 月 1 日～9 月 30 日）」の実施について」でお知らせしたところです。

しかしながら、平成 30 年の当局管内における熱中症での労働災害（別添 1）は、業務上疾病者数が 173 人で、前年比で 84%（79 人）の増加となっており、誠に憂慮すべき状況にあります。

熱中症は、死亡などの重篤な結果を招くこともあるため、職場における徹底した予防対策が重要です。

今般、厚生労働省労働基準局にて「平成 30 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」（別添 2）がとりまとめられ、これに関連し「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」（別添 3）の実施要綱が改正されました。

つきましては、貴会の会員等事業場に対し、暑さ指数（WBGT 値）計等による適切な指数測定を実施し、その結果に応じた予防対策が実施されますよう、周知、啓発に特段の御配慮をお願いいたします。

熊本労働局労働基準部健康安全課

〒860 8514 熊本市西区春日 2 - 10 - 1

熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

担当 労働衛生専門官 平島佳実

電話 096-355-3186

< 関係団体 >

一般社団法人熊本県労働基準協会  
建設業労働災害防止協会熊本県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部  
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部  
一般社団法人熊本県警備業協会  
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会熊本県支部  
一般社団法人日本ボイラ協会熊本支部  
一般社団法人日本ボイラ協会熊本検査事務所  
一般社団法人日本クレーン協会熊本検査事務所  
独立行政法人労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター  
公益社団法人日本作業環境測定協会九州支部熊本分会  
公益社団法人熊本県トラック協会  
一般社団法人熊本県建設業協会  
一般社団法人熊本県建築協会  
熊本県建設産業団体連合会  
熊本県建設業組合  
熊本県建設大工工事業協同組合熊友会  
熊本県鳶工業組合連合会  
熊本県建築組合連合会  
熊本県鉄筋工事業協同組合  
熊本県左官協同組合  
熊本県管工事業組合連合会  
熊本県塗装防水仕上業協同組合  
一般社団法人熊本県防水工事業協会  
一般社団法人熊本県産業資源循環協会  
一般社団法人熊本県解体工事業協会  
一般社団法人熊本県造園建設業協会  
一般社団法人日本造園組合連合会熊本県支部  
一般財団法人熊本県建築住宅センター  
公益社団法人熊本県建築士会  
熊本県砕石業協同組合  
一般社団法人熊本県LPガス協会  
熊本県クリーニング生活衛生組合  
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部熊本支部  
一般社団法人熊本県ビルメンテナンス協会  
一般社団法人日本アスベスト調査診断協会九州ブロック  
熊本県社会保険労務士会  
熊本県経営者協会  
熊本県中小企業団体中央会  
熊本県商工会議所連合会

熊本県商工会連合会  
公益社団法人熊本県医師会  
熊本県経済農業協同組合連合会